

学校法人平方学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人平方学園(以下「法人」という。)の役員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、次のとおりとする。なお、理事が法人の教職員を兼務する場合における役員としての報酬は、支給しない。

- (1) 理事長 年額 8,000,000 円を上限として、理事会で定める。
- (2) 理事 年額 150,000 円
- (3) 監事 年額 150,000 円

(賞与)

第3条 役員としての賞与は、支給しない。

(旅費)

第4条 役員としての旅費は、実費支給を原則とする。

(退職金)

第5条 役員としての退職金は、支給しない。

(その他)

第6条 役員としての報酬の支払いその他の事項については、理事長が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。